

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう。

契約日	件 名	契約金額(税込) (単位:円) 当初 変更経過 最終(現時点)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加者数
001 令和7年08月29日	生きものむすぶ・みんなのミュージアム検討支援業務	22,990,000		22,990,000	環境政策局環境企画部環境保全創造課	一般社団法人リリース	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
002 令和7年04月01日	令和7年度京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金に係る申請受付等業務	34,998,826		34,998,826	環境政策局地球温暖化対策室	株式会社JTB	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
003 令和7年04月01日	令和7年度京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金の申請に関する業務	7,988,000		7,988,000	環境政策局地球温暖化対策室	一般社団法人京都府建築士事務所協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
004 令和7年04月01日	令和7年度住宅の再エネ地産地消・地域循環推進事業に関する業務	90,923,833		90,923,833	環境政策局地球温暖化対策室	公益財団法人京都市環境保全活動推進協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
005 令和7年04月01日	令和7年度京都発脱炭素ライフスタイル推進に係るプロジェクト創出及び実証支援等業務	12,300,000		12,300,000	環境政策局地球温暖化対策室	公益財団法人京都市環境保全活動推進協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
006 令和7年04月01日	令和7年度「エコ学区」ステップアップ事業に係る学習会等支援業務	16,500,000		16,500,000	環境政策局地球温暖化対策室	公益財団法人京都市環境保全活動推進協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
007 令和7年04月01日	令和7年度省エネ行動促進プログラム実施業務	9,830,000		9,830,000	環境政策局地球温暖化対策室	特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
008 令和7年04月01日	令和7年度こどもエコライフチャレンジ推進事業	9,765,000		9,765,000	環境政策局地球温暖化対策室	特定非営利活動法人気候ネットワーク	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
009 令和7年05月08日	令和7年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務	11,209,000		11,209,000	環境政策局地球温暖化対策室	中外テクノス・晶和電気工業協同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
010 令和7年04月01日	S H S の撤去及び原状復旧	10,280,600		10,280,600	環境政策局地球温暖化対策室	株式会社ホンダモビリティ近畿	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
011 令和7年04月01日	市民・事業者とのパートナーシップによるごみ減量活動事業	26,440,000		26,440,000	環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課	公益財団法人京都市環境保全活動推進協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
012 令和7年06月04日	事業者のごみ減量及び分別・リサイクルの促進に向けた指針作成・普及促進業務	7,344,462		7,344,462	環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課	ひのでやエコライフ研究所共同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
013 令和7年04月01日	リユースびん等の拠点回収に係る業務委託	13,362,320		13,362,320	環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課	京都硝子壇問屋協同組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
014 令和7年04月01日	(単価契約) 令和7年度一般廃棄物埋立処分委託(南部クリーンセンター)	予定総額 203,346,000		203,346,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	大阪湾広域臨海環境整備センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
015 令和7年04月01日	(単価契約) 令和7年度一般廃棄物埋立処分委託(東北部クリーンセンター)	予定総額 123,552,000		123,552,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	大阪湾広域臨海環境整備センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
016 令和7年04月01日	(単価契約) 令和7年度一般廃棄物埋立処分委託(北部クリーンセンター)	予定総額 104,247,000		104,247,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	大阪湾広域臨海環境整備センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
017 令和7年04月01日	京都市南部クリーンセンター環境学習施設運営業務委託(第3期)	319,548,680		319,548,680	環境政策局適正処理施設部施設管理課	京都市南部クリーンセンター環境学習施設運営グループ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
018 令和7年04月01日	(単価契約) 電力の供給(適正処理施設部所管施設分)	予定総額 276,263,900		276,263,900	環境政策局適正処理施設部施設管理課	関西電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品			
019 令和7年04月01日	令和7年度京都市北部クリーンセンター関連施設管理運営業務委託	20,492,000		20,492,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	京都市北部クリーンセンター関連施設ブール管理運営協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
020 令和7年04月01日	令和7年度京都市南部資源リサイクルセンター管理運営業務委託	166,858,560		166,858,560	環境政策局適正処理施設部施設管理課	社会福祉法人京都国際社会福祉協力会	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	物品			
021 令和7年04月01日	京都市北部資源リサイクルセンター運転維持管理業務委託	767,250,000		767,250,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	京都かんきょう株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
022 令和7年04月01日	(単価契約) 令和7年度横大路学園プラスチック類中間処理業務委託	予定総額 84,704,400		84,704,400	環境政策局適正処理施設部施設管理課	社会福祉法人京都国際社会福祉協力会	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	物品			
023 令和7年04月01日	(単価契約) 令和7年度混色カレット選別再資源化業務委託	予定総額 12,864,500		12,864,500	環境政策局適正処理施設部施設管理課	株式会社タカハシ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう。

契約日	件 名	契約金額(税込)(単位:円) 当初 変更経過 最終(現時点)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加者数
024 令和7年04月01日	令和7年度塩化水素濃度等連続分析計保守管理委託	18,348,000		18,348,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	環境計測株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
025 令和7年04月01日	令和7年度京都市南部資源リサイクルセンター・プラント設備保守管理委託(その1)	26,400,000		26,400,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	JFEエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
026 令和7年04月01日	令和7年度京都市横大路学園プラント設備保守管理委託(その1)	9,680,000		9,680,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	極東開発工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
027 令和7年04月01日	令和7年度京都市北部クリーンセンター他 プラント設備保守管理委託(その1)	377,300,000		377,300,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	クボタ環境エンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
028 令和7年04月01日	京都市東北部クリーンセンター整備工事 ただし、1・2号炉内第1放射室ボイラー水管整備	92,400,000		92,400,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	川崎重工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
029 令和7年04月18日	京都市次期クリーンセンター整備方針策定支援等業務委託	38,060,000		38,060,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	株式会社エックス都市研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
030 令和7年05月15日	令和7年度京都市南部資源リサイクルセンター鉄・アルミ選別機点検整備委託	20,350,000		20,350,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	JFEエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
031 令和7年06月03日	京都市南部クリーンセンター整備工事 ただし、1号、2号ストーカ下コンペア他整備工事	66,990,000		66,990,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	カナディア株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
032 令和7年06月06日	京都市北部クリーンセンター大規模改修工事 ただし、プラント設備工事	12,539,890,000		12,539,890,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	株式会社クボタ	政令第11条第1項第1号	工事			
033 令和7年07月29日	京都市南部資源リサイクルセンター整備工事 ただし、手運別コンペア(a)系統駆動部更新工事	38,500,000		38,500,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	JFEエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
034 令和7年07月31日	令和7年度京都市南部資源リサイクルセンター・プラント設備保守管理委託(その2)	87,230,000		87,230,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	JFEエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
035 令和7年07月31日	令和7年度京都市北積替所ほかトラックスケール整備委託	5,852,000		5,852,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	鎌長製衡株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
036 令和7年08月15日	令和7年度京都市北部クリーンセンター給水設備整備委託	17,782,600		17,782,600	環境政策局適正処理施設部施設整備課	京栄水道株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品			
037 令和7年08月27日	令和7年度京都市南部クリーンセンター整備工事 ただし、焼却炉耐火レンガ他整備工事	51,260,000		51,260,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	カナディア株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
038 令和7年09月24日	令和7年度京都市横大路学園プラント設備保守管理委託(その2)	11,000,000		11,000,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	極東開発工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
039 令和7年04月01日	令和7年度京都市南部クリーンセンター・プラント設備保守管理委託(その1)	155,760,000		155,760,000	環境政策局適正処理施設部南部クリーンセンター	カナディア株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
040 令和7年07月31日	令和7年度京都市南部クリーンセンター・プラント設備保守管理委託(その2)	692,010,000		692,010,000	環境政策局適正処理施設部南部クリーンセンター	カナディア株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
041 令和7年04月01日	令和7年度京都市南部クリーンセンター計量機用自動計量装置 及び料金徴収システム保守管理委託	22,000,000		22,000,000	環境政策局適正処理施設部南部クリーンセンター	カナディア株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
042 令和7年04月01日	令和7年度京都市東北部クリーンセンター計量データ処理装置 及び料金徴収システム保守管理委託	14,300,000		14,300,000	環境政策局適正処理施設部東北部クリーンセンター	株式会社アセック	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
043 令和7年04月01日	令和7年度京都市東北部クリーンセンター排ガス濃度連続分析 保守管理委託	11,044,000		11,044,000	環境政策局適正処理施設部東北部クリーンセンター	株式会社堀場テクノサービス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
044 令和7年04月01日	令和7年度東北部クリーンセンター・プラント設備保守管理委託(その1)	374,000,000		374,000,000	環境政策局適正処理施設部東北部クリーンセンター	川崎重工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
045 令和7年04月01日	(単価契約) 都市ガスの供給(東北部クリーンセンター)	予定 総額	29,526,260	29,526,260	環境政策局適正処理施設部東北部クリーンセンター	大阪瓦斯株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
046 令和7年04月01日	(単価契約) 電力の供給(東北部クリーンセンター)	予定 総額	97,202,270	97,202,270	環境政策局適正処理施設部東北部クリーンセンター	関西電力株式会社	政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	物品			

## 随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう。

契約日	件 名	契約金額(税込) (単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終(現時点)							
047 令和7年04月30日	令和7年度京都市東北部クリーンセンター計装設備点検整備委託	34,100,000		34,100,000	環境政策局適正処理 施設部東北部クリー ンセンター	島津システムソリューションズ 株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号	物品			
048 令和7年06月30日	令和7年度京都市東北部クリーンセンター粗大ごみ破碎施設破 碎機油圧ユニット点検整備委託	25,300,000		25,300,000	環境政策局適正処理 施設部東北部クリー ンセンター	近畿工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号	物品			
049 令和7年09月29日	令和7年度東北部クリーンセンタープラント設備保守管理委託 (その2)	187,000,000		187,000,000	環境政策局適正処理 施設部東北部クリー ンセンター	川崎重工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号	物品			
050 令和7年04月01日	令和7年度京都市北部クリーンセンター 排ガス濃度連続分析 計保守管理委託	9,773,500		9,773,500	環境政策局適正処理 施設部北部クリー ンセンター	株式会社島津アクセス	地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号	物品			
051 令和7年04月01日	令和7年度京都市北部クリーンセンター 建築設備中央監視シ ステム保守管理委託	5,115,000		5,115,000	環境政策局適正処理 施設部北部クリー ンセンター	東テク株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号	物品			
052 令和7年04月08日	誘引通風機回転数制御装置部品購入	30,580,000		30,580,000	環境政策局適正処理 施設部北部クリー ンセンター	クボタ環境エンジニアリング株 式会社	地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号	物品			
053 令和7年04月01日	(単価契約) 令和7年度JM活性コーカス(株)製ダイオキシン類 吸着用活性コーカス(北部クリーンセンター)	予定 総額 11,184,800		11,184,800	環境政策局適正処理 施設部北部クリー ンセンター	前田化学株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1 項第8号	物品			
054 令和7年04月01日	令和7年度京都市東部山間埋立処分地車両管理システム保守管 理委託	8,800,000		8,800,000	環境政策局適正処理 施設部埋立事業管理 事務所	シンワシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号	物品			
055 令和7年07月25日	京都市東部山間埋立処分地浸出水前処理施設高圧受配電盤及び 高圧ケーブル整備委託	47,300,000		47,300,000	環境政策局適正処理 施設部埋立事業管理 事務所	クボタ環境エンジニアリング株 式会社	地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号	物品			

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

生きものむすぶ・みんなのミュージアム検討支援業務

### 2 担当所属名

環境政策局環境企画部環境保全創造課

### 3 契約締結日

令和7年8月29日

### 4 履行期間

契約の日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区朱雀正会町1番地1 KYOCA301  
一般社団法人リリース

### 6 契約金額（税込み）

22,990,000円

### 7 契約内容

市民・事業者・観光客などの参加により、京都の自然の素晴らしさを身边に感じ、発見し、愛着を深める仕掛け「生きものむすぶ・みんなのミュージアム」について、令和7年度は創設に向けた検討やモデル実施等を行うに当たり、技術的方法の提供等により支援を行うもの。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、ミュージアムの創設に向けた検討やモデル実施等を行うこととしており、十分な能力、技術、経験を有し、業務を適切に遂行することができる必要があることから、価格のみによる競争では、業務委託の目的を達成できない。

以上から、プロポーザルを実施し、前述の知識、能力など、価格以外の要素を比較することによって事業者を選定する必要があるため。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

生きものむすぶ・みんなのミュージアム検討支援業務受託候補者選定委員会を開催し、審査を行った結果、審査点が最も高かった一般社団法人リリースを受託者として選定した。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金に係る申請受付等業務

### 2 担当所属名

環境政策局地球温暖化対策室

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階  
株式会社JTB

### 6 契約金額（税込み）

34,998,826円

### 7 契約内容

- (1) 補助金の申請受付等業務
- (2) 補助金制度の周知業務
- (3) アドバイザリー業務
- (4) サステナブルツーリズムに係るモデルプランの創出及び情報発信業務
- (5) 商店街の脱炭素化に係る支援業務
- (6) 総合管理業務

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

補助金の申請受付等業務のほか商店街の脱炭素化に係る支援業務等の実施方法については、契約相手の専門的な技術力・企画力等により大きく異なり、価格のみで事業者を選定する競争入札には適していないため、公募型プロポーザルを実施し、随意契約を行った。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 10 契約の相手方の選定理由

選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金の申請に関する業務

### 2 担当所属名

環境政策局地球温暖化対策室

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市北区小山南大野町 1 番地 紫明会館 1 階  
一般社団法人京都府建築士事務所協会

### 6 契約金額（税込み）

7, 988, 000 円

### 7 契約内容

- (1) 補助金の説明及び相談への対応
- (2) 太陽光発電設備及び蓄電池の導入に関する問合せへの対応
- (3) 申請の受付
- (4) 申請書類等の確認
- (5) 申請者等への注意喚起
- (6) 確認後の申請書類等の送付
- (7) 補助金申請状況の報告
- (8) 自家消費割合実績報告の取纏め
- (9) 補助金等の効果的な普及啓発の実施

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業における補助金の普及啓発等は、契約相手の専門的な企画力等により大きく異なり、価格のみで事業者を選定する競争入札には適していないため、公募型プロポーザルを実施し、随意契約を行った。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和7年度住宅の再エネ地産地消・地域循環推進事業に関する業務
- 2 担当所属名  
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日  
令和7年4月1日
- 4 履行期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区深草池ノ内町13  
公益財団法人京都市環境保全活動推進協会
- 6 契約金額（税込み）  
90,923,833円
- 7 契約内容  
(1) 「京都再エネクラブ」の運営及び既存システムの運用、更新、維持管理  
(2) クレジット売却及びポイント還元  
(3) 太陽光発電設備及び蓄電池等の一体的な導入支援  
(4) 高効率給湯器の補助金申請の受付・審査  
(5) 相談及び問い合わせ対応窓口  
(6) 広報  
(7) 加盟店登録窓口及び利用先店舗の拡充
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務におけるシステムの構造やその機能、地域ポイント利用先の拡充手法、市民への利用促進方法等は、契約相手の専門的な技術力・企画力等により大きく異なり、価格のみで事業者を選定する競争入札には適していないため、公募型プロポーザルを実施し、随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度京都発脱炭素ライフスタイル推進に係るプロジェクト創出及び実証支援等業務

### 2 担当所属名

環境政策局地球温暖化対策室

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市伏見区深草池ノ内町13番地

公益財団法人京都市環境保全活動推進協会

### 6 契約金額（税込み）

12,300,000円

### 7 契約内容

- (1) 事業者等連携によるプロジェクトの創出及び実証支援
- (2) 若者向け探究学習プログラムの開発

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務では、プロジェクトの創出に当たっての課題設定や事前調査、ビジネスモデル構築等のアドバイス、プロジェクトの実証や効果の算定、情報発信の支援が必要であり、価格のみで事業者を選定する競争入札には適していないため、公募型プロポーザルを実施し、随意契約を行った。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第　号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第　号

### 10 契約の相手方の選定理由

選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度「エコ学区」ステップアップ事業に係る学習会等支援業務

### 2 担当所属名

環境政策局地球温暖化対策室

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市伏見区深草池ノ内町13番地

公益財団法人京都市環境保全活動推進協会

### 6 契約金額（税込み）

16,500,000円

### 7 契約内容

- (1) 学習会、環境啓発ブースの出展及びブース型学習会の募集・企画・運営
- (2) エコ学区への活動支援
- (3) 取組の発信・周知の誘導・事業者等とのマッチング
- (4) 情報報告及び提供
- (5) 京都環境賞への対応
- (6) その他

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務では、地域ぐるみで地球温暖化について学び、その知識を地域活動に反映させが必要である。①地球温暖化をはじめとする環境問題全般に精通していること、②地域活動に関わる業務の経験が豊富であること、③多様なエコ活動に関する講師又は団体の派遣が可能であること等が求められ、価格のみで事業者を選定する競争入札には適していないため、公募型プロポーザルを実施し、随意契約を行った。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度省エネ行動促進プログラム実施業務

### 2 担当所属名

環境政策局地球温暖化対策室

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区西ノ京内畠町41番3

特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議

### 6 契約金額（税込み）

9,830,000円

### 7 契約内容

- (1) 家庭の省エネ診断
- (2) 住まいの省エネ相談の実施
- (3) (1)、(2) の運用改善及び研修実施等

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務では、エコ学区等に対して「家庭の省エネ診断」を実施する必要がある。①「うちエコ診断」の実施機関であること、②地域活動に関わる業務の経験が豊富であることが求められ、価格のみで事業者を選定する競争入札には適していないため、公募型プロポーザルを実施し、随意契約を行った。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

### 10 契約の相手方の選定理由

選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度こどもエコライフチャレンジ推進事業

### 2 担当所属名

環境政策局地球温暖化対策室

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区帯屋町574番地

特定非営利活動法人気候ネットワーク

### 6 契約金額（税込み）

9,765,000円

### 7 契約内容

- (1) 冊子「こどもエコライフチャレンジ」の作成
- (2) 学習用動画・マニュアルの作成
- (3) エコライフ診断書の作成
- (4) エコライフ診断書電子化システムの運用
- (5) 紙版診断書の作成及び配達
- (6) 小学校への対応
- (7) 運営会議の開催
- (8) 実施報告書等の作成
- (9) 私立小学校への対応
- (10) 出前授業への対応

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業の実施、運営に当たっては、地球温暖化問題及び市民生活に伴う二酸化炭素排出量の現状や削減策について、各種専門的な知見を有していること、更に、全市立小学校等及び京都市教育委員会との連絡、調整等が必要で、人的ネットワークとこれらを後方支援できる組織体制が整っていることが必要不可欠な条件である。

以上のとおり、価格のみで事業者を選定する競争入札には適していないため、公募型プロポーザルを実施し、随意契約を行った。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務

### 2 担当所属名

環境政策局地球温暖化対策室

### 3 契約締結日

令和 7 年 5 月 8 日

### 4 履行期間

令和 7 年 5 月 8 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

中外テクノス・晶和電気工業協同企業体

大阪市淀川区西中島 7 丁目 1-5 辰野新大阪ビル 2 階

代表者 中外テクノス株式会社

### 6 契約金額（税込み）

11,209,000 円

### 7 契約内容

- (1) 特定事業者の事業者排出量削減計画制度（オンライン講習、データベース管理支援等）
- (2) 準特定事業者のエネルギー消費量等報告制度（オンライン講習、省エネ・最適化診断、ZEB 化可能性調査等）

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は事業者排出量削減計画書制度の効率的な推進を図るために実施するものであり、その実施にはエネルギー分野について専門的な技術及び能力を十分に持つ事業者のノウハウを活用する必要があることから、価格のみで事業者を選定する競争入札には適していないため、公募型プロポーザルを実施し、随意契約を行った。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

### 10 契約の相手方の選定理由

選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

S H S の撤去及び原状復旧

### 2 担当所属名

環境政策局地球温暖化対策室

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市北区南扇町 7-31 Honda 大阪ビル 5 階  
株式会社ホンダモビリティ近畿

### 6 契約金額（税込み）

10,280,600 円

### 7 契約内容

S H S 及び付属設備の撤去及び原状復旧

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、水素エネルギー普及促進事業（S H S を活用した F C V 体験乗車事業）に係る協定書及び土地使用貸借契約書に基づき実施するものであり、当該業者のみが履行可能であるため、随意契約を行った。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

市民・事業者とのパートナーシップによるごみ減量活動事業

### 2 担当所属名

環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市伏見区深草池ノ内町13

公益財団法人京都市環境保全活動推進協会

### 6 契約金額（税込み）

26,440,000円

### 7 契約内容

- (1) 2R型ライフスタイルへの転換に向けた事業
- (2) リサイクルの確実な推進に関する事業
- (3) 地域ごみ減量推進会議の活性化に関する事業
- (4) 取組の集約及び最新の知見の収集・発信に関する事業

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

ごみ減量活動に関する専門的な知識やノウハウを有するほか、市内の多様な団体との関わりがあり、取組への参画を促す能力を有する唯一の団体であるため。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
事業者のごみ減量及び分別・リサイクルの促進に向けた指針作成・普及促進業務
- 2 担当所属名  
環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課
- 3 契約締結日  
令和7年6月4日
- 4 履行期間  
委託契約締結の日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区壬生天池長27番4号  
ひのでやエコライフ研究所共同企業体
- 6 契約金額（税込み）  
7,344,462円
- 7 契約内容  
(1) 事業者のごみ減量及び分別・リサイクルの促進に向けた指針の作成  
(2) 指針の実施状況の把握が可能な事業者報告書の様式作成  
(3) 報告書内容の集計やフィードバック等に係る仕組みづくり  
(4) 指針等の周知
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務においては、事業所のごみ減量及び分別・リサイクルの促進に関する専門的かつ総合的な知識を要し、指針の作成、データベース化を踏まえた様式作成及び情報発信を的確かつ効果的に実施する能力が不可欠であり、価格のみによる競争では業務委託の目的を達成できない。  
このため、プロポーザルを実施し、前述の知識、能力を比較することによって事業者を選定する必要があり、随意契約により契約の相手方を決定する。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

リユースびん等の拠点回収に係る業務委託

### 2 担当所属名

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市伏見区島津町152番地  
京都硝子壠問屋協同組合

### 6 契約金額（税込み）

13,362,320円

### 7 契約内容

リユースびん等の回収、洗浄を行いリユースびん市場に循環させる。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

リユースびん（リターナブルびん）拠点回収事業は、京都市内全域において、リユースびんの利用及び回収、再使用を促進することを目的としている。そのため、当該業務の遂行には、リユースびんの回収から出荷までを一貫して実施できる体制、多種多様なリユースびんとワンウェイびんの選別についての専門知識、及びリユースびんを洗浄する技術を必要とするとともに、リユースびんを確実にリユースできる酒造メーカーへの販路を確保していることが必須である。当該能力を有するのは、国内では専門の洗びん業者のみであり、全国びん商連合会によりエリアごとの洗びん業者が決められており、京都エリアにおける洗びん業者は京都硝子壠問屋協同組合のみである。

このため、「性質及び目的が競争入札に適しないもの（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）」に該当することから、京都市硝子壠問屋協同組合と随意契約を締結するものである。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由  
上記 8 のとおり。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

(単価契約) 令和 7 年度一般廃棄物埋立処分委託（南部クリーンセンター）

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設管理課

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市北区中之島二丁目 2 番 2 号  
大阪湾広域臨海環境整備センター

### 6 契約金額（税込み）

（予定総額） 203,346,000 円

### 7 契約内容

南部クリーンセンターから発生する焼却残灰（焼却灰及びばいじん処理物）の大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

大阪湾圏域広域処理場整備基本計画は、近畿の自治体や港湾管理者が実施する事業であり、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、近畿 2 府 4 県から発生するごみ等を受入れている。

本市は内陸地にあり、新規の大規模な埋立地の建設が困難なため、本市にとって唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を可能な限り長く活用していくかなければならない。そのためには焼却残灰（焼却灰及びばいじん処理物）の一部をほかの最終処分場に搬出する必要があり、近隣における最終処分場は、大阪湾広域臨海環境整備センターしかない。

このため、大阪湾広域臨海環境整備センターと随意契約を締結する。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

(単価契約) 令和 7 年度一般廃棄物埋立処分委託（東北部クリーンセンター）

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設管理課

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市北区中之島二丁目 2 番 2 号  
大阪湾広域臨海環境整備センター

### 6 契約金額（税込み）

（予定総額） 123,552,000 円

### 7 契約内容

東北部クリーンセンターから発生する焼却残灰（焼却灰及びばいじん処理物）の大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

大阪湾圏域広域処理場整備基本計画は、近畿の自治体や港湾管理者が実施する事業であり、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、近畿 2 府 4 県から発生するごみ等を受入れている。

本市は内陸地にあり、新規の大規模な埋立地の建設が困難なため、本市にとって唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を可能な限り長く活用していくかなければならない。そのためには焼却残灰（焼却灰及びばいじん処理物）の一部をほかの最終処分場に搬出する必要があり、近隣における最終処分場は、大阪湾広域臨海環境整備センターしかない。

このため、大阪湾広域臨海環境整備センターと随意契約を締結する。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

(単価契約) 令和 7 年度一般廃棄物埋立処分委託（北部クリーンセンター）

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設管理課

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市北区中之島二丁目 2 番 2 号  
大阪湾広域臨海環境整備センター

### 6 契約金額（税込み）

（予定総額） 104,247,000 円

### 7 契約内容

北部クリーンセンターから発生する焼却残灰（焼却灰及びばいじん処理物）の大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

大阪湾圏域広域処理場整備基本計画は、近畿の自治体や港湾管理者が実施する事業であり、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、近畿 2 府 4 県から発生するごみ等を受入れている。

本市は内陸地にあり、新規の大規模な埋立地の建設が困難なため、本市にとって唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を可能な限り長く活用していくかなければならない。そのためには焼却残灰（焼却灰及びばいじん処理物）の一部をほかの最終処分場に搬出する必要があり、近隣における最終処分場は、大阪湾広域臨海環境整備センターしかない。

このため、大阪湾広域臨海環境整備センターと随意契約を締結する。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市南部クリーンセンター環境学習施設運営業務委託（第3期）

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設管理課

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南部クリーンセンター環境学習施設運営グループ

東京都千代田区紀尾井町3番23号

代表者 株式会社トータルメディア開発研究所

### 6 契約金額（税込み）

319,548,680円

### 7 契約内容

京都市南部クリーンセンター環境学習施設としてな京都における環境学習サービスの提供等及びそれに伴い必要となる環境学習プログラムの開発に係る業務。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設の運営については、環境学習施設として多くの方にお越しいただくとともに、子どもから大人までライフステージに応じた学習プログラムを効果的に実施し、来場される方が環境保全行動に主体的に取り組んでいただけるよう専門的ノウハウが求められる。そこで、運営主体には、幅広い環境分野に関する知識はもちろん来場者をターゲットに、高い学習効果をもたらすプログラムの開発能力、環境について深い造詣を持ち来場者の学習効果を高めることができるスタッフを配置するとともに、また、多くの来場者を呼び込むための広報力等が必要であるが、入札による契約では、これらの質を確保し来場者の満足度を高め、多くの方にお越しいただくという目的を果たせなくなるおそれがある。

については、価格競争を主とした事業者選定ではなく、これまでの環境学習施設等の運営実績と経験をもとにした専門的ノウハウを生かした提案を比較することにより、学習プログラムの開発・提供及び来場促進方策を実施できる事業者を選定する必要がある。

よって、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」の随意契約を行うことができる場合の基準「2（4）契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、又は履行方法等）における競争（コンペ、プロポーザル）によって契約の相手方を選定する必要があるもの（令第167条の2第1項第2号）」

に基づき随意契約を行うものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルを実施し、参加申請書の提出があった1者に対し、選定委員会が提案書類等を基に審査を実施した結果、採点結果が一定点数以上（合計点が6割以上）で、かつ、審査委員会において、本業務を適切に遂行できると総合的に判断したことから、株式会社トータルメディア開発研究所、公益財団法人京都市環境保全活動推進協会、株式会社パソナジョイナスによるコンソーシアムを受託候補者として選定した。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

(単価契約) 電力の供給（適正処理施設部所管施設分）

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設管理課

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号  
関西電力株式会社

### 6 契約金額（税込み）

（予定総額） 276, 263, 900円

### 7 契約内容

適正処理施設部が所管する5施設（南部クリーンセンター、東北部クリーンセンター、北部クリーンセンター、東部山間埋立処分地（ダムサイト管理事務所）、西部圧縮梱包施設）における電力（特別高圧・高圧）の供給

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

競争入札を実施したが、入札が不成立となった。

入札が不成立となり、再入札するためには概ね次のような手順を要し、これらの手順には数か月を要するため、再入札では新年度からの電力調達に間に合わないことから関西電力株式会社と契約を締結する。

ア 入札不調の原因調査（電力事業者からの聞き取りと分析）

イ アを踏まえた電力調達仕様の検討等

ウ 依頼課で契約依頼の作成し契約課に契約依頼

エ 入札公告

オ 落札決定後、電力契約切替手続き

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

入札不成立となったため、見積合わせにより選定

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度京都市北部クリーンセンター関連施設管理運営業務委託

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設管理課

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市右京区梅ヶ畠向ノ地町27番地の1

京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会

### 6 契約金額（税込み）

20,492,000円

### 7 契約内容

京都市北部クリーンセンター関連施設の管理、必要経費（共用部分に係る電気、水道料金、電話使用料、テレビ受信料等）の支払、その他センターの円滑な運営を推進するために必要な業務

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市北部クリーンセンター関連施設（以下「関連施設」という。）は、北部クリーンセンターの建替えに際し、地元便益を目的として建設された施設である。関連施設には、やまごえ温水プールに加え、グラウンドや会議室が設置され、地元住民など多くの利用を得ている。

京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会（以下「協会」という。）は、関連施設の温水プールの管理運営のために設立された団体で、本市環境政策局適正処理施設部長等が理事を務める。

本件委託業務は、温水プールの管理運営をはじめ、グラウンドや会議室の貸出業務、更には、公共料金の支払い等、地元便益施設としての関連施設全体の管理運営業務である。

関連施設は、その建設経緯から、地元地域住民を中心とした利用形態となっており、運営委託先の経営努力により、経済的メリットを見出せる余地は極めて少なく、更には地元便益施設の円滑な運営という行政目的を達成するためには、周辺地域住民との関係上、一定の行政関与が必要である。

なお、地元地域住民との信頼協力関係を安定して築くことが困難となった場合、関連施設の運営のみならず、北部クリーンセンターの運営についても地元の十分な協力と理解を得られなくなることからも、地元地域住民と信頼協力関係を築く必要がある。

以上から、全ての条件を満たすことができる団体は協会に特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、契約の相手方として協会を選定する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度京都市南部資源リサイクルセンター管理運営業務委託

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設管理課

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市伏見区桃山町本多上野 84  
社会福祉法人京都国際社会福祉協力会

### 6 契約金額（税込み）

166,858,560 円

### 7 契約内容

京都市南部資源リサイクルセンターの管理運営業務（施設の管理運営及び資源物の選別処理）

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市の公の施設である横大路福祉工場について、平成 11 年度から、南部資源リサイクルセンターとしてリサイクル業務を実施している。

この横大路福祉工場は、社会福祉法人京都国際社会福祉協力会が令和 5 年 4 月から令和 11 年 3 月まで、障害者の就労訓練に対する支援業務の指定管理者となっており、南部資源リサイクルセンターの資源ごみの選別及び中間処理業務についてはその指定管理業務の範囲外ではあるが、障害者に就労訓練する場を提供することになり、同協力会に委託することは効果的かつ効率的である。

さらに、同協力会はこれまでからも本市から委託を受けて南部資源リサイクルセンターを運営してきた実績と豊富な経験を蓄積しており、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 14 項に規定する就労継続支援を行う施設にも該当する。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市北部資源リサイクルセンター運転維持管理業務委託

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設管理課

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市右京区西院東中水町8・9番地  
京都かんきょう株式会社

### 6 契約金額（税込み）

767,250,000円

### 7 契約内容

京都市北部資源リサイクルセンターの管理運営業務（施設の管理運営及び資源物の選別処理）

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市北部資源リサイクルセンターは、缶・びん・ペットボトルの再資源化施設として平成19年1月に竣工し、設立当初から、障害者の一般就労の場としても位置付けてきたところである。本施設で行っている一般廃棄物の再資源化及び障害者雇用は、両事項とも本市の重要な施策であり、今後も継続して取り組むべきものである。

このため、本施設の資源ごみの中間処理業務及び設備の維持管理業務については、令和7年度以降も引き続き、再資源化に係る適正な処理と安定的な稼働を行うとともに、障害者の就労の場を確保していく必要があるが、入札による契約では、仕様書に従事する障害者の人数を指定することは運転維持管理業務を遂行する上で必然性がないため記載することが出来ず、また、資格要件として障害者雇用人数を設定した場合、その条件をクリア出来る業者が少なくなり競争性が働くなくなるおそれがある。

については、価格競争による事業者選定ではなく、障害者の雇用の確保と再資源化業務の安定的な稼働を両立できる事業者を比較・検討する必要がある。

よって、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」の随意契約を行うことができる場合の基準「2（4）契約の目的を効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、又は履行方法等）における競争（コンペ、プロポーザル）によって契約の相手方を選定する必要があるもの（令第167条の2第1項第2号）」に基づき随意契約を行うものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルを実施し、参加申請書及び提案書の提出があった1社に対し、選定委員会が選定評価基準に基づき評価した結果、京都かんきょう株式会社を受託候補者として選定した。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

(単価契約) 令和 7 年度横大路学園プラスチック類中間処理業務委託

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設管理課

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市伏見区桃山町本多上野 84  
社会福祉法人京都国際社会福祉協力会

### 6 契約金額（税込み）

(予定総額) 84,704,400 円

### 7 契約内容

プラスチック類の中間処理及び処理過程に発生する異物の搬送

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市の公の施設である京都市横大路学園では、平成 19 年度から、本市が収集したプラスチック製容器包装の選別及び中間処理を行っている。

京都市横大路学園は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、社会福祉法人京都国際社会福祉協力会を令和 5 年 4 月から令和 11 年 3 月の間、障害者の就労訓練に対する支援業務の指定管理者に指定しており、横大路学園のプラスチック製容器包装の選別及び中間処理業務についても、指定管理業務外ではあるが、障害者に就労訓練する場を提供することになり、同協力会に委託することは効果的かつ効率的である。

さらに、同協力会はかねてから本市からの委託を受けて横大路学園を運営してきた実績と豊富な経験を蓄積しており、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 14 項に規定する就労継続支援を行う施設にも該当する。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

(単価契約) 令和7年度混色カレット選別再資源化業務委託

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設管理課

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市城東区中浜2丁目11番11号  
株式会社タカハシ

### 6 契約金額（税込み）

（予定総額） 12,864,500円

### 7 契約内容

京都市北部資源リサイクルセンター及び京都市南部資源リサイクルセンターにおいて、缶・びん・ペットボトルを選別する際に発生する混色カレット（「混色カレット」とは、上記施設のガラスびん選別ラインにおいて色選別できなかった、おおむね大きさ10mm前後の色混合のガラス片及び不純物等である。）の中から、ガラスびんの原料として資源化できるものを選別する再資源化業務

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

混色カレットは、売却や容り協への引渡しが出来ないものであるため、通常は埋め立て処理するが、埋立処分地の延命化のために再資源化を行う必要がある。

㈱タカハシは、選別不適物である混色カレットをさらに各色（白色、茶色、その他色）に色選別し、ガラスびんの材料へ再資源化する独自処理システムを有しております、当該処理システムが他社へ開示されていないことから、本業務を履行できる唯一の相手方である。

なお、混色カレットの再資源化にあたっては、ガラスびんの材料への再資源化以外に アスファルト舗装の再生骨材への再資源化という従来手法もあるが、再生骨材は需要が少なく、製造コストが高いため、本業務によるガラスびんの材料への再資源化の方が著しく安価で契約することが可能である。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度塩化水素濃度等連続分析計保守管理委託

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設整備課

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市伏見区竹田北三ツ杭町 84 番地  
環境計測株式会社

### 6 契約金額（税込み）

18,348,000 円

### 7 契約内容

各クリーンセンターにおいて、焼却炉の運転状況を監視するために設置している塩化水素濃度等連続分析計の性能維持を目的とし、機能を損なうことなく正常に稼動させるために必要な定期点検整備を中心とした保守管理業務

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

当該機器は、内蔵された演算プログラムによってデータが処理されており、製造業者が独自技術を用いて製造したものである。部品の交換に必要なプログラム及び特殊部品についても製造業者である京都電子工業株式会社のみが有しております、指定代理店である環境計測株式会社以外の者へは供与していない。よって、環境計測株式会社と随意契約する。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その 1）

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設整備課

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市淀川区宮原一丁目 1 番 1 号

J F E エンジニアリング株式会社

### 6 契約金額（税込み）

26,400,000 円

### 7 契約内容

南部資源リサイクルセンタープラント設備の定期点検整備

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトルを受け入れ、袋や異物を職員が除去し、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他色びん及びペットボトルの 6 種類に機械で自動選別した後、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。

本施設の各設備はプラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、また、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、自動選別等の処理を行うための所定の性能を發揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、風力比重差選別機、びん色自動選別機、搬送設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。また、リサイクルセンターの運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作並びに自動運転を掌るプラント用集中管理システム（中央監視盤等）及びプラントの運転管理に必要なデータの処理や帳票出力等を行うデータ処理装置等といった、プラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体で構成され、リサイクルセンター全体を運転制御している。これら一連のソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各主要機器との整合等を考慮し、設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想及びソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では点検、調整、修理を行うことが不可能である。再資源化施設の点検整備及び調整を行うためには、

プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できない。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである J F E エンジニアリング株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度京都市横大路学園プラント設備保守管理委託（その 1）

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設整備課

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市中央区淡路町二丁目 5 番 11 号

極東開発工業株式会社

### 6 契約金額（税込み）

9,680,000 円

### 7 契約内容

横大路学園プラント設備の定期点検整備

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は市民が有料指定袋に入れて排出したプラスチック類（プラスチック製品及びプラスチック製容器包装）を受入れ、袋や異物を作業者の手作業で除去したのち、圧縮梱包処理を施して再資源化業者に出荷する施設である。

本施設は、缶・びん・ペットボトルを中間処理していた横大路学園の工場棟を再整備して使用しており、各設備においては限られたスペースの中に設置可能となるようプラントメーカーが独自の開発技術により設計・製作しており、そのためその形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等が生かされており、これらメーカー特許やノウハウ等が駆使されることによって所定の性能が発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。

また、横大路学園は知的障害者の授産施設であり、各設備の運用上の安全対策には万全を期す必要がある。

これらのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋機、圧縮梱包機、選別設備等の設備について、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。本委託業務において必要な設備及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他者には公開されておらず、再整備したプラントメーカー以外に プラント 設備に関する詳細な情報を有する者がいないため、契約の相手方が特定されている。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである極東開発工業株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度京都市北部クリーンセンター他プラント設備保守管理委託（その 1）

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設整備課

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

兵庫県尼崎市浜一丁目 1 番 1 号  
クボタ環境エンジニアリング株式会社

### 6 契約金額（税込み）

377,300,000 円

### 7 契約内容

北部クリーンセンター及び北部資源リサイクルセンタープラント設備の定期点検整備

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

北部クリーンセンターは、燃やすごみ等を受け入れ、焼却処理を行うとともに蒸気タービン発電機で熱回収を行う施設である。また、公害防止対策として、自動燃焼装置（ICC）による完全燃焼や湿式ガス洗浄塔、触媒脱硝塔による排ガス処理、排水についても排水処理設備による有害物質の除去を行っている。

北部資源リサイクルセンターは、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトル（以下、資源ごみという。）を受け入れ、袋や異物を除去し、アルミ缶、スチール缶、無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス及びペットボトルの 6 種類に機械で自動選別した後に、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。

いずれも発注仕様書に基づく性能発注により建設された廃棄物処理施設であり、本施設のプラント設備はプラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。そのことからプラント設備の点検、補修、調整等の保守管理業務においては、公開されていない専門的なプラントメーカーの独自技術が必要となる。

本委託業務において必要な機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定されている。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーであるクボタ環境エンジニア

アリング株式会社と随意契約を締結している。

なお、建設したプラントメーカーである株式会社クボタは、平成22年4月1日にリサイクル関連機器、施設の設計・製造・販売及びアフターメンテナンス事業を全面的に100%子会社のクボタ環境エンジニアリング株式会社へ事業移管したため、本委託業務はクボタ環境エンジニアリング株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市東北部クリーンセンター整備工事ただし、1・2号炉内第1放射室ボイラー水管整備

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設整備課

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月2日から令和7年10月1日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区曾根崎二丁目一二番七号

川崎重工業株式会社

### 6 契約金額（税込み）

92,400,000円

### 7 契約内容

東北部クリーンセンターの燃焼ガス冷却設備である水管ボイラーのうち第1放射室の水管の肉盛施工を実施する。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

東北部クリーンセンターは、川崎重工業株式会社により設計・施工されたごみ焼却施設である。当該施設は、川崎重工業株式会社が独自に開発した技術やノウハウを駆使して設計・施工された総合プラントである。

本工事で整備するボイラー水管は既設の施設、設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者でないと既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがある。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

種目内訳

科 目 内 訳

## 中　科　目　内　訳

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市次期クリーンセンター整備方針策定支援等業務委託

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設整備課

### 3 契約締結日

令和7年4月18日

### 4 履行期間

令和7年4月18日から令和9年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市淀川区西中島五丁目9番1号

株式会社エックス都市研究所

### 6 契約金額（税込み）

38,060,000円

### 7 契約内容

今後のごみ処理施設整備のあり方及び次期クリーンセンター整備方針の検討に必要となる基礎的な調査検討等を行う。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は幅広い知識及び高度な専門能力並びに同種業務の実績を有しているコンサルタントに支援を受け、業者の知識やノウハウ等を積極的に活用することを想定しており、前述の経験や専門的な技術能力を比較することによって業者を選定する必要があるため、プロポーザルにより契約相手方を選定した。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 10 契約の相手方の選定理由

審査委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度京都市南部資源リサイクルセンター鉄・アルミ選別機他点検整備委託

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設整備課

### 3 契約締結日

令和7年5月15日

### 4 履行期間

令和7年5月16日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市淀川区宮原一丁目1番1号

JFEエンジニアリング株式会社

### 6 契約金額（税込み）

20,350,000円

### 7 契約内容

南部資源リサイクルセンタープラント設備の定期点検整備

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトルを受け入れ、袋や異物を職員が除去し、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他色びん及びペットボトルの6種類に機械で自動選別した後、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。

本施設の各設備はプラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、また、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、自動選別等の処理を行うための所定の性能を發揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、風力比重差選別機、びん色自動選別機、搬送設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。また、リサイクルセンターの運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作並びに自動運転を掌るプラント用集中管理システム（中央監視盤等）及びプラントの運転管理に必要なデータの処理や帳票出力等を行うデータ処理装置等といった、プラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体で構成され、リサイクルセンター全体を運転制御している。これら一連のソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各主要機器との整合等を考慮し、設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想及びソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では点検、調整、修理を行うことが不可能である。再資源化施設の点検整備及び調整を行うためには、

プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できない。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである J F E エンジニアリング株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市南部クリーンセンター整備工事  
ただし、1号、2号ストーカ下コンベア他整備工事

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設整備課

### 3 契約締結日

令和7年6月3日

### 4 履行期間

令和7年6月4日から令和8年2月3日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市住之江区南港北一丁目7番89号  
カナデビア株式会社

### 6 契約金額（税込み）

66,990,000円

### 7 契約内容

南部クリーンセンタープラント設備の性能維持を目的に、灰出し設備（1号、2号ストーカ下コンベア及び1号、2号灰出しコンベア）についての整備工事を行う。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

南部クリーンセンターのプラント設備は、日立造船株式会社が独自技術を駆使し機能を発揮するように設計・施工されたものである。

本工事で整備する設備は既設の設備、関連機器等と密接不可分の関係にあり、それらの設計情報、および連接する技術等は他社に公開されていない。したがって、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン1-（1）-ア-（エ））により、プラント製造業者である日立造船株式会社との随意契約が妥当となる。

なお、設計・施工を行ったメーカーである日立造船株式会社は、令和6年にカナデビア株式会社へ商号を変更したため、本契約をカナデビア株式会社と締結するものである。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 種 目 內 訳

## 科 目 内 訳

## 中 科 目 内 訳

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市北部クリーンセンター大規模改修工事 ただし、プラント設備工事

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設整備課

### 3 契約締結日

令和7年6月6日

### 4 履行期間

令和7年6月7日から令和10年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号

株式会社クボタ

### 6 契約金額（税込み）

12,539,890,000円

### 7 契約内容

北部クリーンセンタープラント設備の性能維持を目的に、基幹部の改修工事を行う。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

北部クリーンセンターのプラント設備は、本市が要求するごみ処理能力、排ガス・排水基準などの性能を保証するよう設計・施工する性能発注方式により建設されており、一般競争入札で請負業者となった株式会社クボタは、保有する複数の特許権等の排他的権利及び特殊な技術、ノウハウを組み合わせて、本市が要求する性能を保証する施設を建設した。

そのため、プラント設備の大規模改修工事の設計・施工においては、工事に関連する複数の特許権等の排他的権利及び特殊な技術、ノウハウを保有することが不可欠であり、その設計・施工できる知識・能力を有する者は、建設した株式会社クボタに限られる。また、該当する特許権等の排他的権利及び特殊な技術について、他のプラントメーカーが日本国内で使用することのできるライセンス契約も存在しないことを確認している。

以上のことから、地方自治法第234条第2項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号により、株式会社クボタと随意契約を締結するものである。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

■地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 種 目 内 訳

科 目 内 訳

中 科 目 内 訳

名 称		摘 要	数量	単位	单 価	金 額	
I	直接整備費						
1	受入供給設備						
(1)	ごみクレーン		1	式		222,201,000	
	1の合計					222,201,000	
2	燃焼設備						
(1)	水冷シート		1	式		201,416,000	
	2の合計					201,416,000	
3	燃焼ガス冷却設備						
(1)	ボイラー水管壁		1	式		4,951,342,000	
(2)	ボイラ下部ホッパーシート		1	式		163,166,000	
(3)	ボイラー給水ポンプ		1	式		134,538,800	
(4)	脱気器給水ポンプ		1	式		14,316,400	
(5)	低圧復水器		1	式		119,984,000	
	3の合計					5,383,347,200	
4	排ガス処理設備						
(1)	ガス急冷塔		1	式		63,616,400	
(2)	乾式有害ガス除去装置		1	式		32,763,200	
(3)	ろ過式集じん機		1	式		221,659,400	
(4)	白防予熱器		1	式		112,885,800	
(5)	白防送風機		1	式		30,892,800	
	4の合計					461,817,600	
5	余熱利用設備						
(1)	蒸気タービン		1	式		221,922,880	
	5の合計					221,922,880	
6	通風設備						
(1)	二次空気送風機		1	式		40,702,200	
(2)	煙突内筒		1	式		5,683,400	
	6の合計					46,385,600	
7	灰出し設備						
(1)	落じんコンベヤ		1	式		145,018,000	
(2)	灰押出装置		1	式		14,908,000	
(3)	灰出しコンベヤ		1	式		290,893,000	
(4)	灰クレーン		1	式		875,541,000	
(5)	主灰積出ホッパ・飛灰積出ホッパ		1	式		80,790,880	
	7の合計					1,407,150,880	
8	電気設備						

中 科 目 内 訳

名 称	摘 要	数量	単位	单 価	金 額	
(1) 非常用発電機		1	式		241,907,400	
(2) 無停電電源装置		1	式		93,387,000	
(3) 特高、高圧保護継電器		1	式		25,711,800	
(4) コントロールセンター		1	式		72,571,000	
(5) 各制御盤		1	式		47,916,000	
8の合計					481,493,200	
9 計装制御設備						
(1) D C S		1	式		268,163,200	
(2) 自動燃焼制御装置		1	式		98,830,400	
(3) I T V		1	式		260,119,700	
(4) レーザーO <sub>2</sub> ・H <sub>2</sub> O計		1	式		36,384,000	
(5) 計装空気供給装置		1	式		65,168,600	
9の合計					728,665,900	
10 説明用調度品						
(1) 説明用調度品		1	式		806,000	
10の合計					806,000	
11 性能確認試験						
(1) 性能確認試験		1	式		9,262,000	
11の合計					9,262,000	
12 発生材処分費						
(1) 撤去品等除染		1	式		28,398,000	
(2) 廃材処分費		1	式		47,832,000	
(3) 廃材運搬費		1	式		31,888,000	
12の合計					108,118,000	
3 有価物処分費						
(1) 有価物処分費		1	式		-15,840,000	
(2) 有価物運搬費		1	式		3,840,000	
13の合計					-12,000,000	
14 機械器具費						
(1) 25 t ラフタークレーン		1	式		26,460,000	
(2) 50 t ラフタークレーン		1	式		8,736,000	
(3) 70 t ラフタークレーン		1	式		3,420,000	
(4) 4 t ユニック車		1	式		11,440,000	
(5) 3 t フォークリフト		1	式		3,224,000	
(6) 敷鉄板		1	式		1,705,600	
(7) 重機オペレーター		1	式		54,769,000	
(8) 軽油		1	式		8,932,000	

中　科　目　内　訳

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	
14の合計					118, 686, 600	
II 共通費						
共通仮設費に係る積上げ						
1 環境安全費						
(1) 安全管理・合図等の要員 (A)		1	式		12, 650, 000	
(2) 安全管理・合図等の要員 (B)		1	式		32, 252, 000	
1の合計					44, 902, 000	
2 準備費						
(1) 外部借地料等		1	式		36, 800, 000	
(2) 労務者輸送費		1	式		53, 456, 000	
2の合計					90, 256, 000	
3 環境対策費						
(1) 防じん対策養生		1	式		156, 000, 000	
(2) ばく露対策用品		1	式		132, 560, 792	
3の合計					288, 560, 792	

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市南部資源リサイクルセンター整備工事ただし、手選別コンベア(a)系統駆動部更新工事

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設整備課

### 3 契約締結日

令和7年7月29日

### 4 履行期間

令和7年7月30日から令和8年1月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市淀川区宮原一丁目1番1号

JFEエンジニアリング株式会社

### 6 契約金額（税込み）

38,500,000円

### 7 契約内容

南部資源リサイクルセンター手選別コンベア(a)系統設備の改修

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

南部資源リサイクルセンターのプラント設備は、日本鋼管株式会社が独自技術を駆使し機能を發揮するように設計・施工されたものである。本工事で整備する受入コンベアは既設の設備、関連機器等と密接不可分の関係にあり、それらの設計情報、および連接する技術等は他社に公開されていない。

したがって、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号(京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン1-(1)-ア-(エ))により、プラント製造業者である日本鋼管株式会社との随意契約が妥当となる。

なお、設計・施工を行ったメーカーである日本鋼管株式会社は、平成14年に川崎製鉄株式会社との経営統合によりJFEホールディングス(株)を設立、翌年(平成15年)にそのエンジニアリング部門をJFEエンジニアリング株式会社へ事業継承したため、本契約をJFEエンジニアリング株式会社と締結するものである。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

種目内訳

科 目 内 訳

## 中 科 目 内 訳

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その 2）

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設整備課

### 3 契約締結日

令和 7 年 7 月 31 日

### 4 履行期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市淀川区宮原一丁目 1 番 1 号

J F E エンジニアリング株式会社

### 6 契約金額（税込み）

87,230,000 円

### 7 契約内容

南部資源リサイクルセンタープラント設備の定期点検整備

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトルを受け入れ、袋や異物を職員が除去し、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他色びん及びペットボトルの 6 種類に機械で自動選別した後、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。

本施設の各設備はプラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、また、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、自動選別等の処理を行うための所定の性能を發揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、風力比重差選別機、びん色自動選別機、搬送設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。また、リサイクルセンターの運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作並びに自動運転を掌るプラント用集中管理システム（中央監視盤等）及びプラントの運転管理に必要なデータの処理や帳票出力等を行うデータ処理装置等といった、プラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体で構成され、リサイクルセンター全体を運転制御している。これら一連のソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各主要機器との整合等を考慮し、設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想及びソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では点検、調整、修理を行うことが不可能である。再資源化施設の点検整備及び調整を行うためには、

プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できない。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである J F E エンジニアリング株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度京都市北積替所ほかトラックスケール整備委託

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設整備課

### 3 契約締結日

令和7年7月31日

### 4 履行期間

令和7年8月1日から令和7年12月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府吹田市広芝町10番28号 オーク江坂ビル  
鎌長製衡株式会社

### 6 契約金額（税込み）

5,852,000円

### 7 契約内容

北積替所及び南積替所の受入設備の整備

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

北積替所及び南積替所は市民が有料指定袋に入れて排出したプラスチック類を受け入れ、中間処理業者（粗選別・圧縮梱包）に出荷するための中継地である。

本件の対象であるトラックスケールは、ごみ収集車が自動計量システムにおいて、正常に計量が行われると、パソコンに計量値が記録されていくが、本パソコン及びPLC（機器を制御するための装置）はメーカーが指定する耐用年数を超えており、経年劣化により故障した場合、本市のごみ処理業務に支障をきたす恐れがある。そのため、恒久的に本設備を安定して運用するためにも、更新が必要である。本トラックスケールは、当該施設の専用設計であり、パソコンにて一元的に管理されており、全ての機器が連動して作動することにより、その性能を発揮できるように設計されていることから、各機器は密接不可分の関係にある。

よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)-イ-(エ)）により、システムの設計・施工を行った鎌長製衡株式会社と随意契約を締結するものである。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度京都市北部クリーンセンター給水設備整備委託

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設整備課

### 3 契約締結日

令和 7 年 8 月 15 日

### 4 履行期間

令和 7 年 8 月 16 日から令和 7 年 10 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市右京区西院金槌町 11 番地  
京栄水道株式会社

### 6 契約金額（税込み）

17,782,600 円

### 7 契約内容

漏水している北部クリーンセンター給水設備の整備

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

漏水の状況が悪化した場合、水圧不足によりクリーンセンターへ上水を供給できなくなり、運転停止につながる可能性がある。また、漏水に伴い水道代が増加していることからも、緊急に対応が必要で、競争入札に付することができないため、複数社見積合わせのうえ、委託先業者を選定する。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

### 10 契約の相手方の選定理由

見積合わせによる選定

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度京都市南部クリーンセンター整備工事 ただし、焼却炉耐火レンガ他整備工事

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設整備課

### 3 契約締結日

令和 7 年 8 月 27 日

### 4 履行期間

令和 7 年 8 月 28 日から令和 8 年 3 月 27 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市住之江区南港北一丁目 7 番 89 号  
カナデビア株式会社

### 6 契約金額（税込み）

51,260,000 円

### 7 契約内容

南部クリーンセンタープラント設備の性能維持を目的に、燃焼設備のうち焼却炉の耐火物※（耐火レンガ、耐火タイル、耐火キャスター）についての整備工事を行う。

※ 耐火物：主に焼却炉の壁面に設置されている、焼却炉の火炎から炉壁やボイラ水管を保護する目的で設置される材料の総称のこと。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

南部クリーンセンターのプラント設備は、日立造船株式会社が独自技術を駆使し機能を発揮するように設計・施工されたものである。

本工事で整備する設備は既設の設備、関連機器等と密接不可分の関係にあり、それらの設計情報、および連接する技術等は他社に公開されていない。したがって、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号（京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン 1- (1) - アー (エ)）により、プラント製造業者である日立造船株式会社との随意契約が妥当となる。

なお、設計・施工を行ったメーカーである日立造船株式会社は、令和 6 年にカナデビア株式会社へ商号を変更したため、本契約をカナデビア株式会社と締結するものである。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

種目内訳

科 目 内 訳

## 中　科　目　内　訳

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度京都市横大路学園プラント設備保守管理委託（その 2）

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設整備課

### 3 契約締結日

令和 7 年 9 月 24 日

### 4 履行期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市中央区淡路町二丁目 5 番 11 号  
極東開発工業株式会社

### 6 契約金額（税込み）

11,000,000 円

### 7 契約内容

横大路学園プラント設備の定期点検整備

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は市民が有料指定袋に入れて排出したプラスチック類（プラスチック製品及びプラスチック製容器包装）を受入れ、袋や異物を作業者の手作業で除去したのち、圧縮梱包処理を施して再資源化業者に出荷する施設である。

本施設は、缶・びん・ペットボトルを中間処理していた横大路学園の工場棟を再整備して使用しており、各設備においては限られたスペースの中に設置可能となるようプラントメーカーが独自の開発技術により設計・製作しており、そのためその形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等が生かされており、これらメーカー特許やノウハウ等が駆使されることによって所定の性能が発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。

また、横大路学園は知的障害者の授産施設であり、各設備の運用上の安全対策には万全を期す必要がある。

これらのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋機、圧縮梱包機、選別設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。本委託業務において必要な設備及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他者には公開されておらず、再整備したプラントメーカー以外に プラント 設備に関する詳細な情報を有する者がいないため、契約の相手方が特定されている。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである極東開発工業株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度京都市南部クリーンセンタープラント設備保守管理委託（その 1）

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部南部クリーンセンター

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市住之江区南港北 1 丁目 7 番 89 号  
カナデビア株式会社

### 6 契約金額（税込み）

155,760,000 円

### 7 契約内容

ごみの処理を行うためのプラント設備の点検、保守、整備等を行う。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいわゆる総合プラントである。

ごみ処理施設においては、プラントメーカー自らが開発した独自技術による設備の他、プラントメーカーの設計及び設計思想の下にプラントメーカーの指示に基づき、他者が製作した設備等を使用したうえで、これら一連の設備をプラントメーカーが開発したソフトウェアで制御し、必要な性能を発揮している。したがって、ごみ処理施設の点検整備及び調整を行うためには、プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。また、ごみ処理施設の性質上、常に必要な性能を安定的に維持する必要があることから、各機器の故障を未然に防ぐための予防保全の他、故障や性能低下等の非常事態が発生したときには、故障復旧等迅速な対応が必要であるが、そのためには、各機器の構造等、詳細な技術情報及び全体を制御しているソフトウェア（プラント用電子計算機システム）についての知見を有していなければならない。

以上のとおり、本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には、公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者がプラントメーカーしか存在しないため、当該業者と随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度京都市南部クリーンセンタープラント設備保守管理委託（その 2）

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部南部クリーンセンター

### 3 契約締結日

令和 7 年 7 月 31 日

### 4 履行期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市住之江区南港北 1 丁目 7 番 89 号  
カナデビア株式会社

### 6 契約金額（税込み）

692,010,000 円

### 7 契約内容

ごみの処理を行うためのプラント設備の点検、保守、整備等を行う。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいわゆる総合プラントである。

ごみ処理施設においては、プラントメーカー自らが開発した独自技術による設備の他、プラントメーカーの設計及び設計思想の下にプラントメーカーの指示に基づき、他者が製作した設備等を使用したうえで、これら一連の設備をプラントメーカーが開発したソフトウェアで制御し、必要な性能を発揮している。したがって、ごみ処理施設の点検整備及び調整を行うためには、プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。また、ごみ処理施設の性質上、常に必要な性能を安定的に維持する必要があることから、各機器の故障を未然に防ぐための予防保全の他、故障や性能低下等の非常事態が発生したときには、故障復旧等迅速な対応が必要であるが、そのためには、各機器の構造等、詳細な技術情報及び全体を制御しているソフトウェア（プラント用電子計算機システム）についての知見を有していなければならない。

以上のとおり、本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には、公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者がプラントメーカーしか存在しないため、当該業者と随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度京都市南部クリーンセンター計量機用自動計量装置保守管理委託

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部南部クリーンセンター

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市住之江区南港北 1 丁目 7 番 89 号  
カナデビア株式会社

### 6 契約金額（税込み）

22,000,000 円

### 7 契約内容

持込ごみの計量を行う計量機用自動計量装置の点検、保守、整備等を行う。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

計量機用自動計量装置は、プラントメーカー自らが開発した独自技術による設備の他、プラントメーカーの設計及び設計思想の下にプラントメーカーの指示に基づき、他者が製作した設備等を使用したうえで、これら一連の設備をプラントメーカーが開発したソフトウェアで制御し、必要な性能を発揮している。したがって、計量機用自動計量装置の点検整備及び調整を行うためには、プラントメーカーの独自技術及び自動計量を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、計量機用自動計量装置としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。また、計量機用自動計量装置の性質上、常に必要な性能を安定的に維持する必要があることから、各機器の故障を未然に防ぐための予防保全の他、故障や性能低下等の非常事態が発生したときには、故障復旧等迅速な対応が必要であるが、そのためには、各機器の構造等、詳細な技術情報及び全体を制御しているソフトウェアについての知見を有していなければならない。

以上のとおり、本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には、公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者がプラントメーカーしか存在しないため、当該業者と随意契約を締結するものである。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度京都市東北部クリーンセンター計量データ処理装置及び料金徴収システム保守管理委託

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部東北部クリーンセンター

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

兵庫県尼崎市南初島町12-6  
株式会社アセック

### 6 契約金額（税込み）

14,300,000円

### 7 契約内容

本システムを常に良好な運転状況に維持するため、各機器及びシステム全体の作動状況等の機能の確認、定期交換部品の取替え、点検時に発見した軽微な不具合の復旧作業及びこれらの作業時に併せて行う各機器の清掃を行う。故障発生時において緊急対応（点検、部品交換、軽微な修理等）を行う。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

点検対象機器の内部構造について必要な技術情報、ネットワークシステムを構築する各プログラムについて正確な技術情報、臨時点検・整備等契約の履行に必要な技術情報を有する者が、システムを構築した株式会社アセックに特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適しないため、株式会社アセックと随意契約を締結する。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 10 契約の相手方の選定理由

本システムのプログラムは、株式会社アセックが独自技術を用いて構築したもので、ネットワー

クを介しての機器との連接、プログラムの内容等の必要な技術情報は、製造業者である株式会社アセックのみが有しております、本市を含め他の者へは供与しておらず、また公開もしていない。さらに、交換に必要なプログラム及び特殊部品についても製造業者である株式会社アセックのみが有しており他へは供与していない。

したがって、契約の履行に必要な技術情報をすべて有し、かつ契約の履行が可能な者は株式会社アセックに限られている。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度京都市東北部クリーンセンター排ガス濃度連続分析計保守管理委託

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部東北部クリーンセンター

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区吉祥院宮の東町2番地  
株式会社堀場テクノサービス

### 6 契約金額（税込み）

11,044,000円（税込）

### 7 契約内容

排ガス濃度連続分析計が所定の機能を継続して発揮するよう、各機器及び装置全体の作動状況等の機能の確認、定期交換部品の取替、点検時に発見した軽微な不具合の復旧作業及びこれらの作業時に併せて各機器の清掃を行う。故障発生時において緊急対応(点検、部品交換、軽微な修理等)を行う。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

点検対象機器の内部構造について必要な技術情報、各機器の排ガス濃度測定プログラムに関する技術情報、臨時点検・整備等、契約の履行に必要な技術情報を有する者が、株式会社堀場テクノサービスに特定され、他のものでは契約を履行することができず競争入札に適さないため、株式会社堀場テクノサービスと随意契約を締結する。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

排ガス濃度連続分析計は、(株)堀場製作所が独自技術を用いて製造したもので、機器の構造、排ガス濃度測定プログラムの内容等の必要な技術情報は、(株)堀場製作所のみが有している。しかし

ながら、(株)堀場製作所のメンテナンス部門が分社し移管した為、(株)堀場テクノサービスにその技術情報を供与している。

交換に必要な排ガス濃度測定プログラム及び特殊部品についても(株)堀場テクノサービスのみに供与しており、他へは供与、公開していない。

したがって、契約の履行に必要な技術情報等をすべて有しているのは、(株)堀場テクノサービスに限られている。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度東北部クリーンセンタープラント設備保守管理委託（その 1）

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部東北部クリーンセンター

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区曾根崎 2 丁目 12 番 7 号 清和梅田ビル  
川崎重工業株式会社

### 6 契約金額（税込み）

374,000,000 円

### 7 契約内容

プラント機器の性能を保持するために、定期点検及び各種法令に基づく定期検査を受けるための点検整備としての保守管理委託

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を發揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。その中でも、焼却炉、ボイラ設備、蒸気タービン設備、排ガス設備、ソフトウェア等、主要設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、特に専門的な独自技術が必要となり、契約の履行に必要な技術情報を有する者が、川崎重工業株式会社に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため川崎重工業株式会社と随意契約を締結する。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

### 10 契約の相手方の選定理由

本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他社には

公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できる者がなく、川崎重工業株式会社のみが本委託業務を的確かつ効率的に実施できる技術情報等を有している。したがって、契約の履行が可能な者は川崎重工業株式会社に限られている。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

(単価契約) 都市ガスの供給 (東北部クリーンセンター)

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部東北部クリーンセンター

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月検針日の翌日から令和8年4月検針日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市中央区平野町4丁目1番2号

大阪瓦斯株式会社

### 6 契約金額（税込み）

(予定総額) 29,526,260円

### 7 契約内容

東北部クリーンセンターにおける都市ガスの供給

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

競争入札を実施したが、入札が不成立となった。急遽見積合せを行ったところ、大阪瓦斯株式会社からのみ見積書の提出があり、契約に至った。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 10 契約の相手方の選定理由

入札不成立となったため、見積合せにより選定。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

(単価契約) 電力の供給（東北部クリーンセンター）

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部東北部クリーンセンター

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号  
関西電力株式会社

### 6 契約金額（税込み）

（予定総額） 97,202,270円

### 7 契約内容

東北部クリーンセンターにおける電力の供給

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

競争入札を実施したが、入札が不成立となった。再入札するためには、数か月を要し、令和7年4月1日からの電力調達が間に合わないことから、関西電力株式会社との自動継続契約に至った。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 10 契約の相手方の選定理由

入札不成立となったため、見積合わせにより選定

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和7年度京都市東北部クリーンセンター計装設備点検整備委託
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日  
令和7年4月30日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から令和8年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区西ノ京徳大寺町1番地  
島津システムソリューションズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
34,100,000円
- 7 契約内容  
プラント機器（計装設備）の性能を維持するため、各機器及び装置全体の作動状況等の機能の確認、定期交換部品の取替、点検時に発見した軽微な不具合の復旧作業及びこれらの作業時に併せて各機器の清掃を行う。故障発生時において緊急対応（点検、部品交換、軽微な修理等）を行う。
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
各計装機器の大部分は、株式会社島津製作所が設計製作したものであり、これらの製品のメンテナンス部門を担当する島津システムソリューションズ株式会社は、独自の技術が数多く使用された計器等について原理、構造、構成部品の細部に至るまで熟知し、また、保守管理を的確かつ効率的に実施できる技術を有する者が、島津システムソリューションズ株式会社に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため、島津システムソリューションズ株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度京都市東北部クリーンセンター粗大ごみ破碎施設破碎機油圧ユニット点検整備委託

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部東北部クリーンセンター

### 3 契約締結日

令和 7 年 6 月 30 日

### 4 履行期間

契約の日の翌日から 5 か月以内

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

兵庫県三木市別所町巴 20

近畿工業株式会社

### 6 契約金額（税込み）

25,300,000 円

### 7 契約内容

粗大ごみ破碎施設破碎機油圧ユニットの性能を維持するために、機器の定期点検整備を行う。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

今回更新する油圧ポンプは、近畿工業株式会社製の既設破碎機と密接に連接している破碎機油圧ユニットの構成部品である。油圧ポンプの更新には、既存の破碎機油圧ユニットの機能を損なうことのない新しい油圧ポンプを選定するとともに、その特性に合わせて破碎機油圧ユニットの制御プログラム等の調整が必要となる。本業務の履行に必要な破碎機油圧ユニットの詳細な構造・仕様に関する情報や調整方法は、他社に公開していない。既存設備・システムの機能を損なうことなく本委託業務を適切に履行できるのは、上記技術情報とノウハウを独占的に有する製造メーカーである近畿工業株式会社に特定されるため、近畿工業株式会社と随意契約を締結する。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度東北部クリーンセンタープラント設備保守管理委託（その 2）

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部東北部クリーンセンター

### 3 契約締結日

令和 7 年 9 月 29 日

### 4 履行期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区曾根崎 2 丁目 12 番 7 号 清和梅田ビル  
川崎重工業株式会社

### 6 契約金額（税込み）

187,000,000 円

### 7 契約内容

プラント機器の性能を保持するために、定期点検及び各種法令に基づく定期検査を受けるための点検整備としての保守管理委託

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を發揮できるようにしたいわゆる総合プラントである。その中でも、焼却炉、ボイラ設備、蒸気タービン設備、排ガス設備、ソフトウェア等、主要設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、特に専門的な独自技術が必要となり、契約の履行に必要な技術情報を有する者が、川崎重工業株式会社に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため川崎重工業株式会社と随意契約を締結する。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

### 10 契約の相手方の選定理由

本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他社には

公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものもなく、川崎重工業株式会社のみが本委託業務を的確かつ効率的に実施できる技術情報等を有している。したがって、契約の履行が可能な者は川崎重工業株式会社に限られている。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度京都市北部クリーンセンター 排ガス濃度連続分析計保守管理委託

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部北部クリーンセンター

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区西ノ京徳大寺町1 島津製作所N 5 号館 3 F  
株式会社島津アクセス

### 6 契約金額（税込み）

9, 773, 500 円（税込み）

### 7 契約内容

排ガス濃度連続分析計の性能維持を目的に機器の定期点検整備を行う。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

排ガス濃度連続分析計は、㈱島津製作所が独自技術を用いて製造したもので、排ガス濃度測定プログラムの内容、機器の構造等、契約の履行に必要な技術情報は、㈱島津製作所のみが有しており、市場には公開していない。

㈱島津製作所はメンテナンス部門を持たず、唯一㈱島津アクセスにのみ技術情報を供与し、メンテナンス業務を実施させている。また、部品交換に必要な排ガス濃度測定プログラムについての情報及び特殊部品についても㈱島津アクセスのみに供与しており、他へは供与・公開していない。したがって、契約の履行に必要な技術情報等をすべて有し、かつ履行が可能である者は、㈱島津アクセスに限られている。

なお、以前は当該業務を島津システムソリューションズ㈱が受託していたが、平成 23 年 4 月 1 日付で分社により㈱島津アクセスが設立され、同日から同社が当該業務分野を引き継いでいる。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度京都市北部クリーンセンター 建築設備中央監視システム保守管理委託

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部北部クリーンセンター

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市中央区平野町 4 丁目 2 番 3 号  
東テク株式会社

### 6 契約金額（税込み）

5,115,000 円（税込み）

### 7 契約内容

給湯設備、空調設備、換気設備、照明設備等の建築設備を集中管理するため、中央監視システムを導入している。この建築設備中央監視システムの性能を維持するためには、必要な技術を有し、適切な保守管理を行える者に実施させる必要がある。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

建築設備中央監視システムは、製造業者であるアズビル株式会社ビルシステムカンパニー（株式会社山武ビルシステムカンパニーから社名変更）が独自技術を用いて製造したもので、その特約店である東テク株式会社が施工したものである。

建築設備中央監視システムのメインコントロールユニット及び制御プログラムの内容等の必要な技術情報は、製造業者であるアズビル株式会社ビルシステムカンパニーのみが有しているが、アズビル株式会社ビルシステムカンパニーにメンテナンス部門がないため、特約店にのみ技術情報を供与し、他への供与・公開は一切されていない。また、品質保証の観点から特約店以外の業者による製品の改造及び変更を禁止している。さらに制御プログラム等を保守管理するうえで、施工した特約店が知り得る現場の詳細状況等を十分に把握する必要があるため、責任施工した特約店がその保守管理も一貫して行い、緊急対応を含め責任を持って対処することとしている。

したがって、契約の履行に必要な技術情報等をすべて有しているのは、東テク株式会社に限られている。

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

誘引通風機回転数制御装置部品購入

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部北部クリーンセンター

### 3 契約締結日

令和7年4月8日

### 4 履行期間

令和7年4月8日から令和8年2月28日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

尼崎市浜一丁目1番1号

クボタ環境エンジニアリング株式会社

### 6 契約金額（税込み）

30,580,000円（税込み）

### 7 契約内容

誘引通風機回転数制御装置が経年劣化による緊急の故障が発生した場合には、部品調達に長期間が必要なため、この間ごみを焼却できなくなる。

このような事態にならないように、オーバーホール時に状態を確認して順次部品交換を行う。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

ごみ焼却施設（クリーンセンター）は、プラントメーカー独自の開発技術による特許やノウハウ等を駆使した様々な形状寸法の特殊製品から構築され、様々な機器や設備が一体となって所定の焼却性能や公害防止性能を発揮できるように機能する総合プラントになっている。

当該部品を使用する誘引通風機回転数制御装置は、法令に基づきごみを完全燃焼させるだけでなく、安定した蒸気量を確保できるように制御できるように設計されている燃焼設備の主要装置である。従って、当該装置の部品調達に当たっては、当該設備の施工や選定等に関する技術情報を有し、部品交換後の性能についてもプラント全体の性能保証が可能な業者に調達させる必要があるため、施設を建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定される。

本施設を建設したプラントメーカーである、株式会社クボタは、平成22年4月1日にリサイクル関連機器及び施設の設計・製造・販売及びアフターメンテナンス事業を全面的に100%子会社のクボタ環境サービス株式会社へ事業移管し、令和4年4月1日にクボタ環境エンジニアリング株式会社に社名変更したため、本業務はクボタ環境エンジニアリング株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

(単価契約) 令和 7 年度 JM 活性コークス (株) 製 ダイオキシン類吸着用活性コークス (北部クリーンセンター)

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部北部クリーンセンター

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町 524 番地  
前田化学株式会社

### 6 契約金額

(予定総額) 11,184,800 円

### 7 契約内容

北部クリーンセンターの焼却炉から発生する排ガス中のダイオキシン類を除去する必要があり、性能維持のため使用する。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

北部クリーンセンターで使用する令和 7 年度の JM 活性コークス(株)製 ダイオキシン類吸着用活性コークスについては、契約課において入札依頼を行ったものの、入札不調となつたため、当該薬品を取り扱う市内中小企業 3 社に見積書の提出を依頼し、もっとも安価な金額を提示した前田化学株式会社と随意契約（単価契約）を締結する。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

### 10 契約の相手方の選定理由

入札不成立となつたため、見積合せにより選定

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和 7 年度京都市東部山間埋立処分地車両管理システム保守管理委託
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部埋立事業管理事務所
- 3 契約締結日  
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 履行期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市東成区東小橋 1 丁目 12 番 10 号  
シンワシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
8,800,000 円
- 7 契約内容  
京都市東部山間埋立処分地に搬入する車両を自動計量し、入退出管理を行うための車両管理システムの保守管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
車両管理システムは、一連の設備がすべて連動しており、独自のソフトウェアにより統合・制御されている。同システムを保守・点検するためには、システム全体を制御している独自のソフトウェアを含め、システム全体に関する知識、情報等を有していることが必要である。  
上記の独自のソフトウェア、システム全体に関する知識、情報等は、本車両管理システムを設計施工したシンワシステム株式会社のみが有していることから、本件業務を遂行できるのは同社のみであるため。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号）  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市東部山間埋立処分地浸出水前処理施設高圧受配電盤及び高圧ケーブル整備委託

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部埋立事業管理事務所

### 3 契約締結日

令和7年7月25日

### 4 履行期間

令和7年7月26日から令和8年2月28日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

兵庫県尼崎市浜1丁目1番1号

クボタ環境エンジニアリング株式会社

### 6 契約金額（税込み）

47,300,000円

### 7 契約内容

京都市東部山間埋立処分地浸出水処理施設における浸出水処理設備の性能維持を目的に、高圧受配電盤及び高圧ケーブル整備を行う。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

東部山間埋立処分地の浸出水処理施設は、東部山間埋立処分地より浸出する汚水を法基準以下に浄化処理した後、下水道へ放流しており、処理量は一日当たり約1,000～1,500m<sup>3</sup>である。汚水（浸出水）には、多様な有機物質が含まれており性状が極めて不安定である。また、浸出水は降雨により水量が大きく変動し水質も急激に変化する。このような状況に対応し、処理後の浸出水の水質を所定の範囲内に保つ必要がある。

本施設は、この水質を所定の範囲内に保つために建設された廃棄物処理施設であり、本施設のプラント設備はプラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。そのことからプラント設備の点検、補修、調整等の保守管理業務においては、公開されていない専門的なプラントメーカーの独自技術が必要となる。

本委託業務において必要な機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定されていることから、本件業務を遂行できるのは同社のみであるため。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)  
□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり